

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

4 所得から差し引かれる金額

該当する欄にご記入ください。

【申告書の書き方】

令和7年度分 市 民 税 申 告 書

井原市長 殿										現 住 所		井原市井原町311番地1										整理番号									
提出年月日 年 月 日										1月1日現在の住所		同上										業種又は職業									
										フリガナ		イバラ タロウ										電話番号		0866-62-9510							
氏 名										井原 太郎										個人番号		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1									
7 3 3										生 年 月 日		明・大・昭平・令		38		・		1		・		1		世帯主の氏名		井原 一郎		続柄		子	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料 控 除	⑬ 社会保険の種類		支払った保険料												
	雇用保険		217,600		円										
	国民健康保険		135,200												
	国民年金		171,990												
合 計		524,790													
生命保険料 控 除	⑮ 新生命保険料の計		旧生命保険料の計												
	45,000		50,000		円										
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計												
	円		円												
地震保険料 控 除	介護医療保険料の計														
	30,000		円												
	⑯ 地震保険料の計		旧長期損害保険料の計												
61,000		18,000		円											
⑰～⑲ 基礎、ひとり親 勤労学生控除		⑰ □ 寡婦控除 [□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未婚連		⑱ □ ひとり親 控 除		⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)									
障 害 者 控 除	フリガナ		イバラ タロウ		障害の程度		身体2 度								
	氏 名		井原 太郎												
	個人番号		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1												
	フリガナ				障害の程度		級 度								
氏 名															
個人番号															
⑳ ～ ㉒ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者		フリガナ		イバラ ハナコ		生年月日		昭・平・令 35・12・15							
		氏 名		井原 花子		配 偶 者 の 合計所得金額		0 円							
		個人番号		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2											
扶 養 控 除	㉓ 1	フリガナ		イバラ ジョウ		生年月日		明・大・昭 14・5・10 令							
		氏 名		井原 二郎		同居・ 別居の 区分		☑ 同居 続 柄 子							
		個人番号		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 3		控除額		45 万円							
		フリガナ		イバラ サブロー		生年月日		明・大・昭 3・8・25 令							
	2	氏 名		井原 三郎		同居・ 別居の 区分		☑ 同居 続 柄 子							
		個人番号		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 4		控除額		33							
		フリガナ				生年月日		明・大・昭 平・令		同居・ 別居の 区分		☐ 同居 続 柄			
		氏 名													
3	フリガナ				生年月日		明・大・昭 平・令		同居・ 別居の 区分		☐ 同居 続 柄				
	氏 名														
4	フリガナ				生年月日		明・大・昭 平・令		同居・ 別居の 区分		☐ 同居 続 柄				
	氏 名														
		個人番号										控除額			

16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1	フリガナ		イバラ シロウ		生年月日		昭・平・令 27・12・7		同居・ 別居の 区分		☑ 同居 続 柄 子			
		氏 名		井原 四郎											
		個人番号		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 5											
		フリガナ				生年月日		平・令		同居・ 別居の 区分		☐ 同居 続 柄			
2	フリガナ				生年月日		平・令		同居・ 別居の 区分		☐ 同居 続 柄				
	氏 名														
	個人番号														
	フリガナ				生年月日		平・令		同居・ 別居の 区分		☐ 同居 続 柄				
3	フリガナ				生年月日		平・令		同居・ 別居の 区分		☐ 同居 続 柄				
	氏 名														
		個人番号										控除額			
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。										扶養控除額の合計		78			

雑損控除	⑳ 損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類	
	損害金額		円		円	
	円		円		円	
㉑ 医療費控除	支払った医療費等		円		保険金などで補填される金額	
	165,000		円		18,000	

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農業	イ		
	不動産	ウ	1,200,000	
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ	3,564,300	
2 所得金額	雑	公的年金等	キ	1,250,000
	業務	ク		
	その他	ケ		
	短期	コ		
	長期	サ		
	一時	シ		
4 所得から差し引かれる金額	事業	営業等	①	
	農業	②		
	不動産	③	100,000	
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥	2,314,800	
	雑	公的年金等	⑦	650,000
	業務	⑧		
	その他	⑨		
	合計	(⑦+⑧+⑨)	⑩	650,000
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫	3,064,800	
3 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	524,790	
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	51,000	
	地震保険料控除	⑯	25,000	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～ ⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～ ㉑	300,000	
	配偶者(特別)控除	㉒～ ㉔	330,000	
	扶養控除	㉕	780,000	
	基礎控除	㉖	430,000	
	⑬から㉔までの計	㉗	2,440,790	
医療費控除	㉘	47,000		
合計	(㉗+㉘+㉙)	㉚	2,487,790	

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

1 収入金額等

2 所得金額

について

○営業等所得			
卸売業・小売業・飲食店業・製造業・建設業・大工・保険外交員など農業以外の事業から生ずる所得です。「収支内訳書」を作成のうえ、収入金額と所得金額をご記入ください。(申告書裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。)			
○農業所得			
農業により生ずる所得です。「収支内訳書」を作成のうえ、収入金額と所得金額をご記入ください。(申告書裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。)			
○不動産所得			
地代・家賃など土地や建物などの不動産から生ずる所得です。「収支内訳書」を作成のうえ、収入金額と所得金額をご記入ください。(申告書裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。)			
○給与所得(申告の際には、源泉徴収票を持参してください)			
「令和6年分給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄の額を収入金額の欄に記入してください。源泉徴収票がない人は申告書裏面の「6給与所得の内訳」で収入金額を計算して記入してください。所得金額の欄は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の額を記入してください。給与所得については、下表からも求められます。			
給与収入額		給与所得金額	
～550,999円		0円	
551,000円～1,618,999円		収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円		収入金額÷4 (千円未満切捨て)	×2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円			×2.8 － 80,000円
3,600,000円～6,599,999円			×3.2 － 440,000円
6,600,000円～8,499,999円		収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円	

○雑所得(公的年金等)(申告の際には、源泉徴収票を持参してください)	
国民年金・厚生年金・各種共済年金・恩給等による所得です。日本年金機構等から送付された「公的年金等の源泉徴収票」をもとに年金収入金額の合計額を計算して「1収入金額等」「雑 公的年金等」の欄に記入してください。(遺族年金や障害年金は非課税所得になりますのでこの欄には記入する必要はありません。)	
また、所得金額については、額と年齢により下表から所得金額を計算し記入してください。	
昭和35年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の人)	
公的年金の収入合計額	所得金額(雑所得)
～1,100,000円	0円
1,100,001円～3,299,999円	収入金額－1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円
昭和35年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の人)	
公的年金の収入合計額	所得金額(雑所得)
～600,000円	0円
600,001円～1,299,999円	収入金額－600,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円

※ 公的年金等収入以外の所得金額が「1,000万円超 2,000万円以下」の場合は、控除額をそれぞれ各10万円、「2,000万円超」の場合は、各20万円を引き下げ。

○雑所得(その他)	
個人年金・シルバー人材センターの配分金・原稿料・講演料など、他の各種所得に該当しない所得です。(収入金額)－(必要経費)＝(所得金額)となります。(受け取った金額が収入金額です。必要経費とは、個人年金の場合は年金の掛金、その他の雑所得についてはその収入を得るために必要な経費(旅費、図書購入費等)が該当します。)	
○一時所得	
生命保険・損害保険の満期金や解約一時金、懸賞当選金などによる所得です。受け取った金額から必要経費を差し引き特別控除額50万円を控除した金額を収入金額欄へ記入し、さらに1/2した金額を所得金額欄に記入してください。	

■所得控除について（市県民税の控除額の計算方法です。所得税とは控除額が違いますのでご注意ください。）

○生命保険料控除			
※保険料の区分、金額により下記の表から控除額を計算してください。 ※契約日により控除額の計算式が違います。			
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	
①支払った保険料が新生命保険料控除の対象の場合（一般分・介護医療分・個人年金分） 契約日：平成24年1月1日以降	12,000円以下の場合	支払った保険料の全額	
	12,000円を超え 32,000円以下	の場 合	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料の} \\ \text{金額の合計額} \end{array} \right] \times 1/2 + 6,000\text{円}$
	32,000円を超え 56,000円以下		
	56,000円を超える場合	28,000円	
②支払った保険料が旧生命保険料控除の対象の場合（一般分・個人年金分） 契約日：平成23年12月31日以前	15,000円以下の場合	支払った保険料の全額	
	15,000円を超え 40,000円以下	の場 合	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料の} \\ \text{金額の合計額} \end{array} \right] \times 1/2 + 7,500\text{円}$
	40,000円を超え 70,000円以下		
	70,000円を超える場合	35,000円	
控除額＝一般分＋介護医療分＋個人年金分（最高7万円）			
※一般分・個人年金分が新契約と旧契約の両方ある場合は、控除額が高い方を選ぶ。 ※旧契約での控除額が28,000円に満たない場合は、旧契約・新契約それぞれで控除額を計算した後、合算します。（最高2万8千円）			

○地震保険料控除		
※保険料の区分、金額により下記の表から控除額を計算してください。		
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①支払った保険料が地震保険料だけの場合	50,000円以下の場合	支払った保険料× 1/2
	50,000円を超える場合	25,000円
②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合 契約日：平成18年12月31日以前	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額
	5,000円を超え 15,000円以下	の 場 合 $\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料の} \\ \text{金額の合計額} \end{array} \right] \times 1/2 + 2,500\text{円}$
	15,000円を超える場合	
③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料との両方である場合		(支払った地震保険料について上記①により求めた金額) + (支払った旧長期損害保険料について上記②により求めた金額) (最高2万5千円)
※一つの保険契約で①、②のいずれも該当するときは一方を選択。		

■人的控除の種類		
※市県民税の控除額です。所得税とは控除額が違いますのでご注意ください。		
控 除 の 種 類		控除額(住民税)
障 害 者 控 除	障 害 者	2 6 0 , 0 0 0 円
	特 別 障 害 者	3 0 0 , 0 0 0 円
	同 居 特 別 障 害 者	5 3 0 , 0 0 0 円
ひ と り 親 控 除		3 0 0 , 0 0 0 円
寡 婦 控 除		2 6 0 , 0 0 0 円
勤 労 学 生 控 除		2 6 0 , 0 0 0 円
配偶者 控除	一 般 の 控 除 対 象 配 偶 者	3 3 0 , 0 0 0 円
	老 人 控 除 対 象 配 偶 者	3 8 0 , 0 0 0 円
配 偶 者 特 別 控 除		上欄に記載
扶 養 控 除	一 般 の 扶 養 親 族	3 3 0 , 0 0 0 円
	特 定 扶 養 親 族	4 5 0 , 0 0 0 円
	老 人 扶 養 親 族	3 8 0 , 0 0 0 円
	同 居 老 親 等	4 5 0 , 0 0 0 円
基 礎 控 除	合計所得金額が2,400万円以下	4 3 0 , 0 0 0 円
	合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	2 9 0 , 0 0 0 円
	合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	1 5 0 , 0 0 0 円
	合計所得金額が2,500万円超	0 円

※人的控除の対象の判定は、前年の12月31日の現況によって行います。（ただし、前年中にすでに死亡している方の場合には、その死亡時の現況により判定します。）

○雑損控除
資産について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合には、その損失額を一定の計算により所得から控除することができます。

○医療費控除
(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－(所得の合計額の5%又は10万円のいずれか低い金額)です。選択により特例を適用する場合は、スイッチOTC医薬品の購入費から保険金等で補てんされる金額を除いた額のうち1万2千円を超える額(8万8千円を上限)です。

○社会保険料控除
支払った保険料の全額が控除額です。

○小規模企業共済等掛金控除
支払った保険料の全額が控除額です。

○寄附金税額控除
都道府県・市町村、岡山県共同募金会、日本赤十字社岡山支部に対する寄附金、市内の社会福祉法人、市内の私立学校及び条例で定める特定非営利法人等に対する寄附金が税額控除の対象となります。 寄附金のうち、2千円を超える部分について10%を乗じた額を市県民税所得割額から税額控除します。 ※都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと納税）については、寄附金のうち2千円を超える部分に一定割合を乗じた額を特例控除額として加算します。（ふるさと納税に該当する寄附金税額控除の限度額は市県民税所得割の2割です。）

(配偶者特別控除)	
配偶者の合計所得金額	控除額
480,001円 ～ 1,000,000円	33万円
1,000,001円 ～ 1,050,000円	31万円
1,050,001円 ～ 1,100,000円	26万円
1,100,001円 ～ 1,150,000円	21万円
1,150,001円 ～ 1,200,000円	16万円
1,200,001円 ～ 1,250,000円	11万円
1,250,001円 ～ 1,300,000円	6万円
1,300,001円 ～ 1,330,000円	3万円
1,330,001円以上	0円

井原市役所 税務課

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入・所得と各種控除について、提出期限までに申告してください。

【申告書提出期限】令和7年3月17日（月）

◎市民税・県民税の申告が必要な人

- (1)令和7年1月1日現在、井原市に住所のあった人で、令和6年中に営業等・農業・不動産・配当・雑(年金を含む)等(1)の所得があった人
- (2)令和6年中の収入が給与所得のみで、以下のような人
- ① 勤務先から給与支払報告書が提出されていない人(勤務先で提出の有無をご確認ください。)
 - ② 令和6年中に2か所以上から給与の支払いを受けた人

ご注意ください！

※障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、扶養控除などの所得控除は、申告をしないと控除が受けられないことがあります。市県民税が非課税になる人でも、申告しなければ課税になる場合がありますのでご注意ください。

※以下の人は市税条例による申告義務はありませんが、国民健康保険税の算定、介護保険料の算定、後期高齢者医療保険料の算定、国民年金保険料の免除申請、公営住宅の入居等で必要になる場合がありますので、申告書を提出してください。

- ① 失業給付金・障害年金・遺族年金等の非課税所得のみの人
- ② 令和6年中に所得がなく、かつ配偶者控除・扶養控除等の対象になっていない人
- ③ 合計所得が38万円(税法上の扶養なし)もしくは28万円×(税法上の扶養人数＋1)＋16.8万円(税法上の扶養あり)＋10万円以下で、内職・シルバー人材センターの配分金等の収入がある人

◎市民税・県民税の申告が必要ない人

- (1)勤務先から給与支払報告書がすでに提出されている方で、給与以外の所得がない人
- (2)所得税の確定申告書を提出する人

◎申告書の提出方法等

郵送の場合	裏面の【申告書の書き方】を参照のうえ、申告書を作成して、源泉徴収票の写し(給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票)、国民年金・国民年金基金を支払った旨を証明する書類、医療費等の明細書又は医療費通知書、生命保険・地震保険の保険料控除証明書などの必要書類を必ず添付して郵送してください。なお申告書の控えが必要な人は申告書を郵送する際、返信用封筒(宛名を記入し切手を貼付)も同封してください。
持参される場合	裏面の【申告書の書き方】を参照のうえ、申告書を作成し、市役所1階税務課又は芳井支所・美星支所へご提出ください。
申告相談を利用される場合	申告書の記入の仕方がよく分からない場合は、各地区の申告相談をご利用ください。申告相談の日時、会場については、 <u>広報</u> いばら1月号でご確認ください。2月14日以降は市役所では申告相談をお受けできません。

■申告時に持参していただくもの

- 1 申告書
- 2 マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード及び運転免許証等の身分証明書
- 3 給与や年金などがある人は「源泉徴収票」
- 4 事業や農業、不動産収入などがある人は、収支内訳書を作成のうえ、収入や支出を証明できる書類
- 5 医療費控除を受ける人は、医療費の額など定められた事項の記載がある明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知書、高額医療費などで補填される金額が分かる書類
- 6 国民年金保険料等の社会保険料控除を受ける人は「社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書」
- 7 生命保険・地震保険の保険料控除証明書
- 8 寄附金税額控除を受ける人は、寄附金の領収書
- 9 国外居住者を被扶養者とする場合は、提出していただく書類がありますので、下記までお問合せください。

◎市民税・県民税申告書の提出先・お問い合わせ先

井原市役所 税務課(市民税係) 〒715-8601 井原市井原町311番地1 電話 0866(62)9510 (直通)